

法定相続分の詳細【相続人が配偶者＋父母（直系尊属）の場合】

【前提事項】

まず法定相続人が誰であるのかを知る必要がありますがここでは、相続人についての説明は割愛します。詳細は、” < 1. 相続手続きの流れ > c. 誰が相続人かを調べる<補足>★相続人とは” をご参照下さい。

【法定相続分】

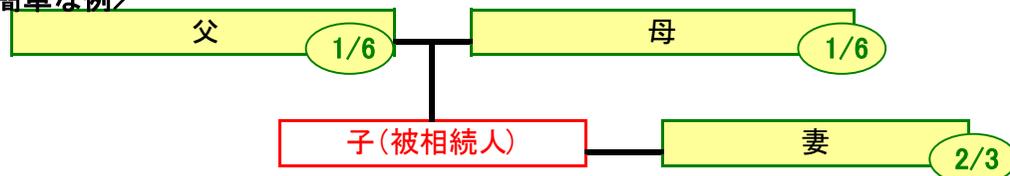
相続人が配偶者＋父母（直系尊属：「父母」→「祖父母」→「曾祖父母」…）の場合の法定相続分は

・「配偶者」が $2/3$ 、父母が $1/3$ となります。

※父母どちらも存在する場合は、父母の持分である $1/3$ を均等割りとなります。

※父母がどちらも亡くなっている場合で祖父母が存在する場合には、祖父母が取得。

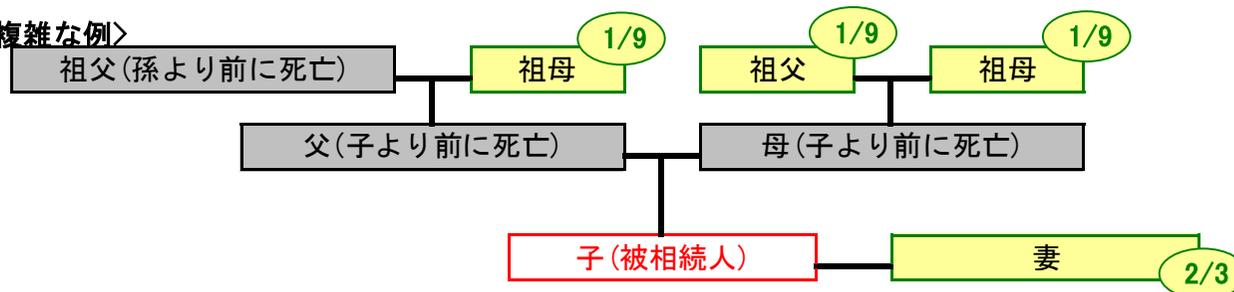
<簡単な例>



[解説]

- ・ 配偶者である妻は、 $2/3$ となる。
- ・ 父母どちらも存在するため、 $1/3$ を均等割りとなり $1/6$ ずつとなる。

<複雑な例>



[解説]

- ・ 配偶者である妻は、 $2/3$ となる。
- ・ 父母は、亡くなっているので、祖父母へ相続人の権利がうつる。
- ・ 祖父母は合計3名存在するので、 $1/3$ を均等割りとなり $1/9$ ($1/3 \times 1/3$) ずつとなる。
- ※直系尊属には代襲相続はありません、親等の近い者の順番（父母→祖父母…）に相続人の権利が移ります。